平成２１年（フ）第２５５号
奈良県桜井市大字粟殿590番地の３　若草ハイツＡ棟105号
債務者　髙田　　賢
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２８２号
奈良県大和高田市大字大中127番地の１
債務者　田中　伸子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
奈良県磯城郡田原本町大字藥王寺48番地の６、従前の住所奈良県宇陀市榛原区あかね台２丁目７番の１
債務者　田本眞佐代
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３５７号
奈良県宇陀市榛原区下井足1420番地
債務者　平田　順子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
奈良県葛城市葛木17番地
債務者　藤井本麻衣
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
奈良県橿原市上品寺町440番地の１東急ドエル大和八木アネックスＢ―702号
債務者　藤原　年一
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
奈良県橿原市川西町356番地
債務者　増田　博欣
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
奈良県橿原市十市町879番地の１オアシスハイツＢ－１
債務者　猪口かずよ
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４３２号
長崎県長崎市江里町７番88号　ハイツサンＡ101
債務者　尾上ヱイ子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５９３号
愛知県高浜市芳川町３丁目10番地46
債務者　前田ユキオ　マルコスこと　マエダユキオ　マルコス
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第１３０８号
愛知県春日井市白山町６丁目３番地１
破産者　山田　幸子
1　主文　当裁判所が平成21年６月16日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県春日井市出川町３丁目10番地２　サニーガーデンＢ101号」とあるのを「愛知県春日井市白山町６丁目３番地１」と更正する。
2　決定年月日　平成21年８月31日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１６１２号
仙台市青葉区川平３丁目39番27号、開始決定時の住所仙台市青葉区西勝山13番10号
破産者　平井　　守
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
仙台市若林区連坊小路52番地の２　フローレンス連坊小路ＧＡ913
破産者　佐々木利惠
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１９年（フ）第２９０号
福井県坂井市丸岡町御幸１丁目138番地
破産者　玉村　慶治
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第５４６号
福井市大宮４丁目４番14号コーポイトー302号室、開始決定時の住所福井市宝永３丁目17番11号
破産者　檜皮　剛良
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５１６号
福井県越前市上太田町37―７―16、破産開始決定時の住所福井県越前市芝原４丁目５番10号
破産者　遠藤　光春
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係